

災害時等における日本アマチュア無線連盟京都府支部 の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は災害時等における日本アマチュア無線連盟京都府支部の協力に関する協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき、京都府(以下「甲」という。)と社団法人日本アマチュア無線連盟京都府支部(以下「乙」という。)との協定の運用に必要な事項を定める。

(災害時等における乙の協力の内容)

第2条 協定第2条第1項の規定に基づき、甲からの協力要請があった場合、乙又は乙の会員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1)アマチュア無線を活用して、被災地又は避難所等と京都府又は被災地を統轄する市町村等との情報通信活動を支援すること
- (2)アマチュア無線を活用して、会員が収集した被害情報を京都府又は被災地を統轄する市町村等に情報提供を行うこと
- (3)その他甲乙双方で協議の整った業務

(要請の手續に係る窓口)

第3条 協定第2条に定める要請等の手續に係る甲及び乙の窓口については、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の窓口に変更があった場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(協議)

第4条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。